

遠賀町特産品認定基準

区分	要件	
農産物	1	遠賀町内の農地で生産される農産物で、同一品種の作付面積が0.5ヘクタール以上であるもの。
	2	遠賀町内の農地で生産される農産物で、出荷量が県内の出荷量のおおむね10%以上であるもの。
	3	遠賀町内の農地で生産される農産物で、県内生産出荷を行う自治体が5団体以内のもの。
加工食品	1	原材料のうち、重量、カロリー、又は経費のいずれかが、30%以上遠賀町産を使用して生産されており、かつ遠賀町内で生産加工されているもの。
	2	原材料のうち、重量、カロリー、又は経費のいずれかが、50%以上遠賀町産を使用して生産されているもの。
	3	本制度で認定された特産品を原材料とし、生産加工されているもの。
工芸品	1	原材料のうち、重量、又は経費のいずれかが、30%以上遠賀町産を使用して生産されており、かつ遠賀町において生産加工されているもの。
	2	原材料のうち、重量、又は経費のいずれかが、50%以上遠賀町産を使用して生産されているもの。
	3	県内で同類の工芸品の生産自治体が3団体以内のもの。

※各品目ごとの要件のいずれか一つを満たすこと。